

っそう進展した。

このような住宅の戸数面での充足という状況を背景に、住宅政策の目標は、同五十一年ごろから質の向上へと重点が移されている。

3 災 害

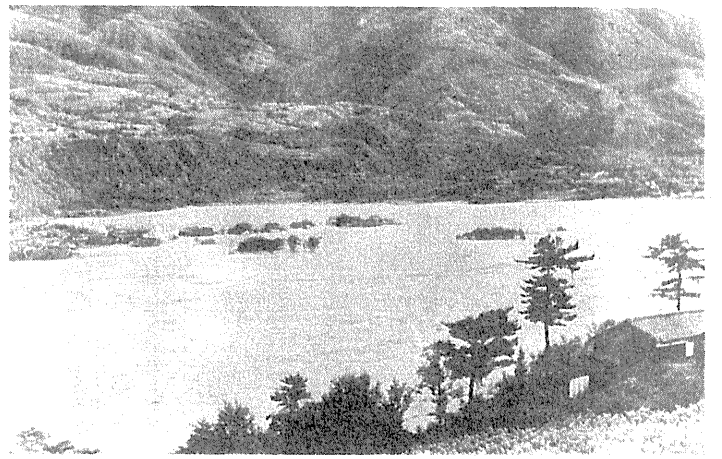
災害は自然による災害と人災とに分けることができ、自然災害の原因は地質的な地震と土地崩壊、気象的な暴風雨・干魃かんせきによるもの、更に病虫害に分けられる。人災では火災があり、最近ではいろいろな公害・交通災害が多くなり、これも現代社会の特色といえる。その他疾病、特に伝染病があった。

本町は特異な地形・地質の讃岐山脈部から天井川をなして、南流する中小河川と、これらの河川を流入させて東西に流れる吉野川を持つため、特に暴風雨と大洪水による被害が大きく、また独特の気候条件による夏季の干魃による被害、その他火災によるものがあった。したがって町民の生活は「洪水あり干害ありの水との戦い」の連続であって、住民の苦労とともに行政担当者の大きな悩みでもあった。

(1) 火災と地震

宗重の大火災

昭和九年（一九三四）八月二十八日午後一時、町の中心商店街から出火し、真夏の渇水期で水の便も悪く大火とな



昭和29年15号台風による谷口地区の浸水

り大混乱、近隣町村の消防団の応援を求め、午後十時ようやく鎮火した。この火災によって焼失家屋一四戸・半焼三戸・罹災者六八人を出した。

郡里村議会では翌二十九日、緊急村議会を召集し、前後策について協議した結果、罹災応急処置費（防火・後始末を含む）として三〇〇円・罹災見舞金（特別見舞金四戸分を含む）二〇〇円を決議して執行している。

南海大地震

昭和二十一年十二月二十一日未明、潮岬の南五〇緯位を震源地とした大地震が突如として起こり、中部より九州までに被害を出し死者一三六二人、家屋の全壊一万一五〇六戸の多数となった。町内では家屋のほとんどが被害を受けた。このうち倒壊家屋四戸・半壊二戸であった。

(2) 風 水 害

大正元年の風水害

九月二十三日、前日から大台風によって吉野川は前例のない大洪水となり、阿讃山脈が大荒となり、各谷川（野村谷川、鍋倉谷川、中野谷川、高瀬谷川をはじめ、吉田谷川、玉振谷川、入倉谷川、姥ヶ谷川、枳殻谷川等）では大量の出水による堤防の欠壊、道路の欠壊、耕地宅地の埋没、家屋の埋没と大きな被害をもたらした。ことに郡里玉振神社横の小谷からの大量の砂礫の放出による被害は大きかった。この時の雨量は協町において、二日間に三九二弱といわれている。

大正七年の水害

大正七年（一九一八）七、八月と二回連続しての大雨によって、吉野川はじめ各河川、小谷が大洪水となり大きな被害を受けた。郡里地区の概要を資料から記してみると、

吉田谷川の県道取合の堤防二一間、玉振谷川は玉振神社横堤防三四間、入倉谷川は石仏橋付近の各堤防が欠壊し、その中でも吉田谷川の欠壊で家屋二戸流失、九戸が埋没、土地埋没三町歩、玉振谷川で家屋九戸、土地埋没一町歩で

旧郡里村役場も浸水、入倉谷川で家屋の流失三戸、その他町道の欠壊もあり被害甚大であった。村はこの復旧のために一万二五七八円を要したという。

昭和九年の風水害

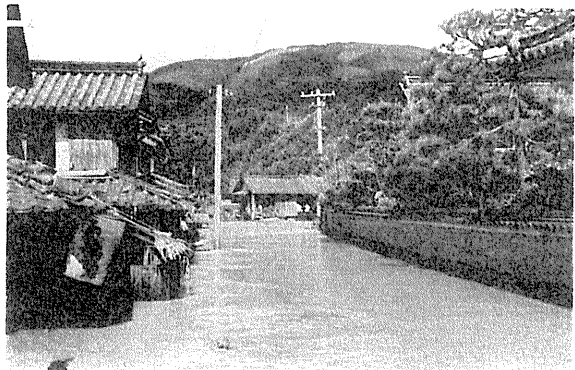
高知県室戸岬に上陸した室戸台風の襲来である。九月二十一日午前五時過ぎ通過し、風雨が強く、吉野川をはじめ河川が増水し大洪水となる。吉野川では一・二㊦の増水、最大風速三六・七㊦といわれた。これによる被害も大きく、殊に稲作・桑園の被害は大きかった。

昭和十三年九月の風水害

昭和十三年九月五日、本県一帯に襲来した暴風雨は郡里・重清に未曾有の惨害を起こした。村内の各河川も記録的な大水となり、各所で堤防が欠壊した。出水のため五名の死者を出し、家屋の流失・倒壊と田畑の埋没流失は五〇町歩余に達し、水路農道等の公共施設の被害も甚大で、罹災救助基金法により救助が行われた。殊に槇穀谷川の堤防欠壊により郡里尋常高等小学校々庭が埋まり、この復旧と修繕だけに五〇〇円が支出されている。(昭和十四年郡里村追加予算による)

昭和二十九年の十二号・十五号台風

九月十四日の台風により重清村では県道の流失もあり、殊に中鳥地区を中心にその被害が続出した。住宅の全壊七戸・半壊九戸・流失したもの三戸・床上浸水一三九戸・水田流失三町歩・冠水田一四五町歩・山崩れ二か所などであり、郡里町でも住宅の全壊流失九戸・半壊一五戸・床上浸水六五戸・罹



台風12号による川原町地区の浸水

災者合計五五〇人に上り、農作物の被害も甚大であった。このため両町村とも対策協議会を開き、救援と復興にあたった。

続いて、九月二十六日から二十七日にかけて台風十五号(最大風速三〇・二㊦)があり、このため吉野川をはじめ各谷川は記録的な大洪水となり、先の十二号の復興もならぬ上での襲来のため被害は増大したわけである。郡里町では全壊二戸・半壊七戸を出し、重清村では中鳥地区を中心に負傷者一名・家屋全壊三戸・半壊五戸・非住家全壊九戸・冠水田三〇町歩に及ぶ被害であった。両町村に対し初の災害救助法が発動され、県ならびに国や日赤から各種の救援

物資が届けられた。なお洪水によって川中鳥となる中鳥地区では吉野川の水位が増水によって一〇㊦を越えると家屋に浸水し孤立状態となり、危険であるといわれている。

台風十八号と台風五号

昭和四十九年九月、十八号台風は美馬郡、三好郡に大きな損害を与えた台風であって、青石潜水橋(延長一四四㊦のうち四八㊦)と橋の北側堤防が流失したり、両郡で四六〇戸の家屋に浸水があった。

翌年八月、台風五号の襲来で吉野川が大洪水となり、再度青石潜水橋(八四㊦)が流失、道路の欠壊、山崩れを各地に起こした。

本町の谷川は台風、豪雨のあるたびに、北方山地から土砂を押し出し堆積して、天井川を形成、尻無谷となった。

一方吉野川は、洪水となると、田植え直後の苗を流し、埋め、また収穫を目前にした黄金の稲穂も無惨に押し流し、湖のような一大遊水地帯となっ



台風18号による滝下地区の浸水

た。古くは竹藪を作って耕地の流失や農作物の被害を防いだものである。最近は上流に洪水調節などの多目的の早明浦ダムや池田ダムが造られ、また下流から順次堤防が築かれ、町民の永い間の洪水の悩みも少なくなってきた。

(3) 干 害

人間の生活にとって水は欠くことのできないものである反面、時には悩みの種でもある。

先に記したように水害と共に干害による被害をこうむったことがたびたびあり、そうした記録が各所に残っている。

干害もまた毎年のように続き、藩政のころの明和七年(一七七〇)の大干魃をはじめとして、明治二十七年(一八九四)・大正十四年(一九二五)・昭和九年(一九三四)・昭和十四年(一九三九)の大干魃である。

本町に多い天井川は通常は涸れ谷であり、日照が続くと扇状地は飲料水をはじめ耕地への水不足で凶作となった。飲料水の水確保にあたっては、山間部では小谷の水やわずかな湧水を直接引くか、一度溜めて引くか、それも工夫された竹樋(後に合成パイプ)で確保したものであった。平坦部では掘抜井戸を利用する所が多くあった。本町山間部では干魃となれば、現在でも生活用水はもちろん家畜の飼育にもこと欠き、吉野川の水を運搬することも多い。

こうした地域であるため、水田地帯でも水確保に苦悩したものである。湧水が少ないため溜池(坊僧池・滝ノ宮池など)を築造して、冬から春にかけて水を溜めて干魃に備えたり、谷川の上流に水源を求めてそこから粗末な水路を作って導水を利用した。しかし水量の少ない谷川の水では作物を養うことが十分出来なかった。

水不足のために関係者の協力で行われたものに「雨乞い」の行事がある。干魃が続くと雨乞いをしてでもという切なる願から関係農民で行った。この「雨乞い」の行事は他の地方でも行われていたようだが、本町での竜王神社や三頭神社、あるいは清龍の祠への雨乞いは有名である。干害に悩む本町ではたびたび行われた。

こうした「雨乞い」の祈禱が行われたため、村としてもいくばくかの費用を出していたようである。郡里村の村会

決議録に次のようにあることからわかる。

明治十六年度村会決議録

甲第十号

一 雨乞ノ件

署明治十六年夏季雨乞料金式円願勝寺ニ贈与スルモノト決定ス

また各地で干害がひどくなると「葉籠水」が行われた。これは葉籠に水を入れて作物の根元に与えて枯死を防ぐ方法である。この水やりは稲・甘藷苗植・野菜などに行い、女・子どもまで一家総出でされていたが、炎天下の仕事で一本一本のこととて大変な重労働であった。干魃続きで水不足となると、そこで「水争い」が起きることも多かった。

各地の水利組合で順次水の確保と施設の改善がなされ、水量も豊かになり、とりわけ国営北岸農業用水事業の完成により水不足に悩んだ過去も物語りとなりつつある。